

改正企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の概要

ASBJ 専門研究員 おうご たかえ
淡河 貴絵

I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成28年3月28日に、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「本適用指針」という。）の改正を公表した¹。本稿では、平成28年3月に改正した本適用指針の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

II. 平成28年3月に改正した本適用指針の概要

ASBJは、平成27年12月28日に、本適用指針を公表した。本適用指針は、平成28年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとされている。ただし、平成28年3月31日以後終了する連結会計

年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができるとされている（本適用指針第49項(1)）。

このうち、早期適用した企業において、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表に対応する早期適用した連結会計年度及び事業年度の四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表（以下「比較情報」という。）について明確化を図る要望が寄せられた。

この点について、当該比較情報については、会計方針の変更として取り扱われる本適用指針第49項(3)①から③に該当する定め²に限って、当該年度の期首に遡って適用することを、本適用指針の公表時に企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は意図していたことから、平成28年3月に、この公表時の意図を確認するために、第49項(2)の表現を以下のように改正している。

1 平成28年改正適用指針の全文については、ASBJのウェブサイト（https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/zeikouka2016/zeikouka_2016_1.pdf）を参照のこと。

2 本適用指針第49項(3)①から③に該当する定めとは、以下の3つの定めをいう。

- ①（分類2）に該当する企業において、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があるとする取扱い
- ②（分類3）に該当する企業において、おおむね5年を明らかに超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があるとする取扱い
- ③（分類4）の要件に該当する企業であっても、将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には（分類2）に該当するものとする取扱い

【改正前】

49. 本適用指針の適用時期等に関する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、平成 28 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。
- (2) (1)ただし書きの適用にあたって、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表においては、早期適用した連結会計年度及び事業年度の四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表について本適用指針を当該年度の期首に遡って適用する。

(3)～(6) (略)

【改正後】

49. 本適用指針の適用時期等に関する取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。ただし、平成 28 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。
- (2) (1)ただし書きの適用にあたって、早期適用した連結会計年度及び事業年度の翌年度に係る四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表においては、早期適用した連結会計年度及び事業年度の四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表（以下「比較情報」という。）について第 49 項(3)①から③に該当する定めを当該年度の期首に遡って適用する。

(3)～(6) (略)

なお、平成 28 年 3 月に改正した本適用指針は、早期適用した企業における上述の比較情報の取扱いについて同適用指針の公表時に当委員会が意図していたことを確認するものであるため、公開草案の経路を経ずに公表している。